

**新たな住宅セーフティネット制度に関する
普及・広報を行う事業を実施する者の公募についての公示**

平成29年4月19日
国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、新たな住宅セーフティネット制度に関する普及・広報を行う事業を実施する者の公募について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

新たな住宅セーフティネット制度に関する普及・広報を行う事業

(2) 事業目的

本事業は、新たな住宅セーフティネット制度についての普及・広報を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、新たな住宅セーフティネット制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

新たな住宅セーフティネット制度に関する普及・広報を行う事業

○事業者等に向けた新たな住宅セーフティネット制度に関する説明会の実施

○新たな住宅セーフティネット制度のパンフレット等の作成 等

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成29年5月中旬 ～ 平成30年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(4)までの全ての条件を満たすこと。

(1) 技術能力に関する要件

○全国各地において説明会を企画、運営する能力を有すること。

○パンフレット等を作成する能力を有すること。

(2) 公平性及び中立性に関する要件

○業務によって得た情報により、新たな営利を得るものではないこと。

(3) 守秘性に関する要件

○知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活用を行わないこと。

(4) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

○経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅総合整備課 担当：横田

電話 03-5253-8111(内線39-844) 電子メール yokoya-y2hr@mlit.go.jp

安心居住推進課 担当：東條

電話 03-5253-8111(内線39-855) 電子メール tojo-a279@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成29年4月19日10時00分から平成29年5月8日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成29年5月8日18時00分まで(必着)

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参、郵送または電子メールにて提出すること。

④その他

・持参、郵送の場合は、3部提出すること。

・郵送の場合は、書留郵便で郵送すること。

・電子メールの場合は、着信を確認すること。

・電子メールの場合は、以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎2004～2015」「Microsoft Word2003～2013」「Microsoft Excel2003～2013」「Adobe Acrobat Reader4.0～11」(これ以外での提出は無効)

・電子メールの場合は、ファイル総量は極力1メガバイト以内とし、印刷時に規定の枚数以下になるように設定を行っておくこと。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書提出時に申し出ること。

(7) 詳細は説明書による。